

くらしの助成・割引・免除

JR料金



◆ 身体障害者手帳や療育手帳には、JRの運賃割引があります。割引を受けるときは、駅の窓口で障害者手帳を提示し、乗車券を購入してください。

身障第1種 療育 A1・A2	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人・介護者ともに 5割引 です。 ※ <u>本人のみ</u> が乗車するときは <u>片道100km</u> を超えて利用する場合に割引になります。
身障第2種 療育 B1・B2	普通乗車券	<u>片道100km</u> を超えて利用するとき、 <u>本人のみ</u> 5割引です。
	定期乗車券	12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、介護者の定期券が5割引となります。

◎第1種・第2種及びA・Bの区分は、身体障害者手帳・療育手帳に表示されています。

ジパング 倶楽部 (身障のみ)	特急券 座席指定券 等	男子60歳・女子55歳以上で年会費制(年1,400円)特急券・座席指定券ほかの割引を受けられます。 ※一部、割引対象外のきっぷや期間があります。 ➡申込は長崎県身体障害者福祉協会連合会へ (長崎市茂里町3-24 電話095-846-8727)
---------------------------	-------------------	--



島原鉄道運賃

◆ 駅の窓口で障害者手帳を提示し、乗車券を購入してください。

身障第1種 療育 A1・A2 精神1級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	本人・介護者ともに 5割引 です。 ※ 小児定期乗車券は除きます。
身障第2種 療育 B1・B2 精神2・3級	普通乗車券 回数乗車券	<u>本人のみ</u> 5割引です。
	定期乗車券	12歳未満の障害児が定期券を使用して介護者とともに乗車するとき、本人・介護者の定期券が5割引となります。

バス運賃



◆ バス運賃の割引は次のとおりです。運転手に手帳を提示してください。

対象者	路線バス運賃 ※精神手帳は県内バス会社に限る	
身障第1種 療育A1・A2 精神1級	普通料金	本人・介護者とも5割引
	定期料金	本人・介護者とも3割引 ※小児定期乗車券は除きます。
身障第2種 療育B1・B2 精神2・3級	普通料金	本人 5割引
	定期料金	本人 3割引 ※小児定期乗車券は除きます。

県営バス(諫早営業所 26-3080 諫早駅前 22-1374) 島鉄バス諫早営業所 22-9487

航空運賃



◆ 航空機割引をご利用の際は、手帳を航空券販売窓口で提示してください。

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	12歳以上の、本人・介護者に割引があります。 割引されるための要件は航空会社ごとに異なりますので 詳しくは各航空会社にお問い合わせください。
--------------------------------	--

タクシー料金



タクシーに乗る時は、手帳を提示すれば1割引になります。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	1割引
--------------------------	-----

障害者福祉タクシー利用助成



◆ 在宅で、外出が困難な方にはタクシー利用券をお渡しします。

対象者		利用券	申請に必要なもの	備考
身体障害	<input checked="" type="checkbox"/> 下肢・体幹の等級が1級・2級の方で 日常的に車いすでの移動が必要な方 <input checked="" type="checkbox"/> 視覚障害1級の方	1枚500円 (年間48枚) ※1回の乗車につき2枚まで 利用可	障害者手帳	市内で営業する タクシー会社の 利用に限ります
知的障害	<input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳A1・A2の方			
精神障害	<input checked="" type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳1級の方			

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

ご存知ですか ヘルプマーク・ヘルプカード

◎ヘルプマークは

周りの人に援助が必要なことなどを知らせるためのものです。

◎ヘルプカードは困ったときに助けを求めるためのものです。

このマークを見かけたら「電車内で席をゆずる」「困っているようなら声をかける」など思いやりのある行動をお願いします。

対象者：義足や人工関節を使用している方
 内部障害の方、発達障害の方など
 援助や配慮を必要としている方
 (手帳の有無は問いません)

配布先：障害福祉課・各支所地域総務課





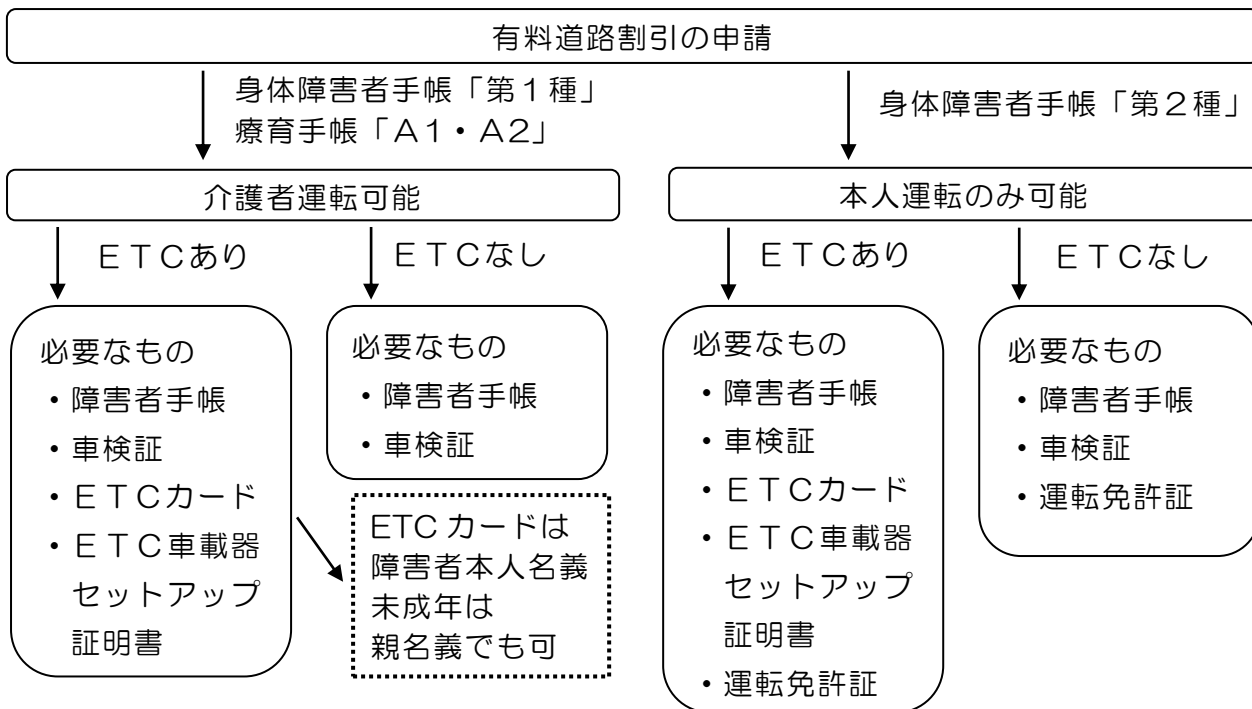
有料道路料金

◆ 有料道路をご利用される障害者の方に対しては割引があります。

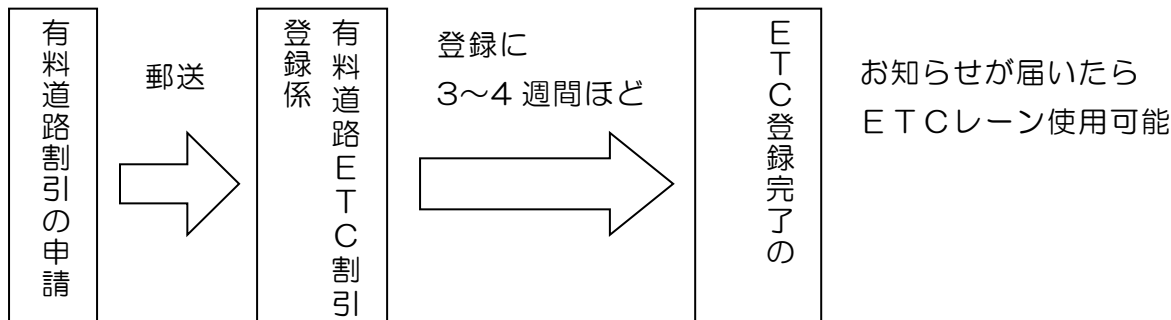
対象となる方		運転者		割引額
		本人	本人以外 (本人が同乗)	
身体障害	第1種	○	○	5割引
	第2種	○	×	
知的障害	A1・A2	○	○	
	B1・B2	割引の対象ではありません		

◎手続きの流れ [手続き窓口：障害福祉課・各支所地域総務課]

① 自動車を登録する場合



※ETCありの場合、ETCレーンを利用可能になるのは申込から利用まで3～4週間ほどかかります。また、郵送料として84円切手が必要となります。



② 自動車を登録しない場合

11ページの「対象になる自動車」やそれ以外の自動車であっても、手帳の提示により割引の対象となります。ただし、事前申請が必要となりますので障害者手帳を持参して下さい。

◎有効期限があり、更新手続きが2年に1度必要です。

期限の2ヶ月前から手続きができます。

※ただし、手帳の期限が2年より前の場合は手帳の期限となります。

また、未成年でETCカードが保護者で登録されている方は

2年以内に18歳を迎える場合は、18歳になる誕生日が有効期限となります。

◎対象になる自動車の車種などの条件→障害者1人につき1台限定

①自家用の乗用車で、10人乗りまでのもの。

②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、4～10人乗りのもの。

③自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が500kgまでで、4～10人乗りのもの。

④二輪車で、排気量が125ccを超えているもの。

⑤自家用の特殊自動車の10人乗りまでのもので、「車いす移動車」か、「身体障害者輸送車」か、「キャンピング車」であるもの。

※軽トラックは、割引できません。

※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。

※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

◎対象になる自動車の所有者、使用者の条件(所有者、使用者は車検証に記載)

①障害者本人

②障害者本人と同じ住所に住んでいる方

③障害者本人と別居の家族で、夫、妻、父母、祖父母、子・孫とその夫や妻、兄弟姉妹とその夫や妻

④障害者本人の家族以外の方で、本人を介護している方も対象です。

(法人不可) (①②に車がない場合) ※第2種の方は対象となりません。

⑤長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①～④の方

※修理、車検などのときの「代車」は、割引できません。

※レンタカーは、割引できません。

※使用者が①～④で所有者が法人のものは、⑤以外の理由では割引できません。

例) 勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの

◎親族や知人等の所有する自動車や、レンタカー、車検時の代車、タクシー(本人運転除く)、福祉有償運送車両(本人運転除く)など、申請時に登録されていない自動車であっても、ETCレーン以外の料金所であれば、手帳の提示により、本割引の対象となります。(ただし、事前の申請は必要です)

◎福祉施設入所中の場合は、施設職員を入所者の介護者(運転者)として、割引制度を利用できます。ただし、車両の名義が法人でないか、ご注意ください。

問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課
有料道路 ETC 割引登録係 045-477-1233



長崎県おもいやり駐車場制度

◆ 歩行が困難な障害者等に、身体障害者用駐車場の利用証を交付します。

①対象者

利用証区分及び有効期間	対象者	対象内容（個別等級）		確認書類	
身体障害者、高齢者、 難病患者、知的障害者 の方で歩行困難な方 【有効期間:1年以上】 (1F 障害福祉課)	身体障害者 (※)	視覚障害者	1級～4級	身体障害者手帳	
		平衡機能障害	3級・5級		
		心臓機能障害	1級、3級、4級		
		腎臓機能障害	1級、3級、4級		
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級		
		膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級		
		小腸機能障害	1級、3級、4級		
		肝臓機能障害	1級～3級		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級		
		肢体不自由	上肢		1級・2級
			下肢		1級～6級
			体幹		1級～3級・5級
脳原	上肢	1級・2級			
	移動	1級～6級			
高齢者 (3F 介護保険課)	介護認定を受けた方	要介護度 1～5	介護保険被保険者証		
難病患者	特定疾患医療受給者		特定疾患医療受給者証		
	小児慢性特定疾病受給者		小児慢性特定疾病医療受給者証		
知的障害者	療育手帳A1・A2		療育手帳		
精神障害者	1級		精神障害者保健福祉手帳		
一時的に歩行困難な方 【有効期間:1年未満】	妊産婦 (2F こども政策課)	母子手帳取得時～産後1年		母子健康手帳	
	けが人 (2F 地域福祉課)	車いす・杖などの使用期間(明記されたもの)		診断書	

(※) 同じ等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とみなします。

②使用方法 駐車する際に、駐車利用証を車内のルームミラーにかけて使用します。

③手続き 長崎県福祉保健課、市こども福祉部各課、各支所地域総務課

〔問い合わせ 長崎県福祉保健課 代表 095-824-1111〕

駐車禁止除外措置



◆ 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢又は体幹機能障害で障害等級が4級以上、内部障害者で3級以上、若しくはその他歩行が困難な方が運転する自動車については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上等）を除く駐車禁止区域に駐車できる許可証を受けることができます。

手続き は：諫早警察署で駐車許可証の交付を受けて下さい。

駐車するとき は：許可証を運転席の前に置きます。

〔問い合わせ 諫早警察署 22-0110〕

自動車運転免許取得費の助成



- ◆ 免許を取得するための費用を1人1回に限り補助します。
※所得制限があります。

対象となる方	①～③に該当する、 <u>市内在住1年以上の60歳未満の方</u> ①上肢、下肢、体幹機能障害1級～4級の方 ②聴覚障害2～4級の方 ③内部機能1～4級の方
所得による制限	申請者の属する世帯の前年度の所得税額が14万円以下であること
助成額	免許取得に直接要した費用の3分の2（ 10万円が限度 ）
手続き	免許取得の訓練開始前にご相談ください

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

自動車改造費の助成



- ◆ 自動車を改造する必要がある重度障害者の方に費用を補助します。
※所得制限があります。

対象となる方	次のすべての要件に該当する方 □上肢、下肢、体幹機能障害1級・2級の方 □仕事などに使うため、障害者本人が所有し運転する自動車のアクセルやブレーキその他の改造が必要な方（車いす収納装置も含む） □市内に1年以上居住している方 □所得制限内の方（特別障害者手当の制限額と同じ） □過去6年以内に助成を受けられた方は、対象にならない場合があります。
助成額	改造に要した費用（ 10万円が限度 ）
手続き	※改造を行う前にお手続きください（改造見積書、カタログ、身体障害者手帳、運転免許証、改造前の写真、車検証を持参）

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

自動車のステッカー



- ◆ 肢体不自由で条件付き免許(例…義手、義足、装具、AT車に限る等)を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」があります。
このマークをつけた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。
マークは、車の前面と後面の見えやすい位置につけます。

☒ 柄 は：青地に白で四葉のクローバーがデザインされています。

お求め は：諫早警察署内交通安全協会で販売されています。
または、車用品店などで市販されています。

〔問い合わせ 交通安全協会 22-5661〕

NHK放送受信料



「H20年10月1日から適用」

全額 免除	○「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯におり、 世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
半額 免除	○視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合（所得要件なし） ○ <u>重度</u> の障害者が世帯主で受信契約者の場合（所得要件なし） →身体障害者（1級、2級）知的障害者（A1、A2）精神障害者（1級）

◎手続きは：①障害福祉課・各支所地域総務課へ証明書の発行を申請します。
手帳と印かんが必要です。

②その証明書をNHKに提出してください。（郵送可）

〈宛先〉〒850-8603 長崎市西坂町 1-1 NHK長崎放送局営業部

（ 問い合わせ NHK長崎放送局営業部 095-821-1188
障害福祉課・各支所地域総務課 ）

NTT無料番号案内



◆ つぎの障害者手帳の交付を受けた方は、電話番号の電話案内が無料になります。

○視覚障害	1～6級
○上肢障害 ○体幹障害	1・2級
○乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1・2級
○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	級は問いません。

申込方法；あらかじめ、電話でお申し込みください。

〔申し込み・問い合わせ NTT(ふれあい案内) 0120-104174〕

点字郵便



◆ 点字の手紙を差し出す場合、または、点字図書館や点字出版施設との間で郵便物を差し出す場合（※）は、無料・減額となります。

無 料	減 額
点字郵便物（3kgまで）	小包（点字郵便物として送れないもの）
盲人用録音物（※）	3kgまで→書籍小包の半額
点字用紙（3kgまで）（※）	3kg超える→普通小包の半額

〔問い合わせ 日本郵政公社サービス相談センター 0120-232886〕

携帯電話料金



◆ 各会社から障害のある方への携帯電話割引サービスが提供されています。

※他の料金割引サービスとの併用ができないものがあります。

各会社のホームページでご確認、若しくは直接お店にお問い合わせください。